

自動車をお持ちのみなさまへ

自動車税（種別割）は、毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者に対して課税される県税です。

※ 割賦販売の場合は、自動車の使用者に対して課税されます。

※ 軽自動車の所有者に対しては、市町村税として軽自動車税（種別割）が課税されます。

自動車税 (種別割)
は納期限までに納めましょう。

The deadline for paying AUTOMOBILE TAX is
June 2nd, 2025

納期限は **6/2** 月

スマホでサクッと
忘れず快適！

eL-QRで
いつでも・どこでも
キャッシュレス納付

納付できる場所及び方法は
納税通知書をご覧ください。

詳しくは各都道府県の税務担当課
またはホームページまで。

QRcode for
foreigners /
QR Translator

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

■クレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）等でも納付できます！

「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印刷されたQRコードの読取等を行うことにより納付ができます。

納付方法はクレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）等から選択できます。

※地方税共同機構ウェブサイト「地方税お支払サイト」をご利用ください。

※ご利用にあたっては、納税者負担が別途発生する場合があります。また、領収証書は発行されません。

■スマートフォンアプリでも納付できます！

「PayPay」、「d払い」等で納付できます。

※納付書に印刷されたQRコードの読取による納付となります。

※利用可能なスマートフォンアプリは、上記「地方税お支払サイト」の「スマートフォン決済アプリ一覧」をご確認ください（領収証書は発行されません）。

■コンビニでも納付できます！

コンビニエンスストア（セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど）で、全国どこでも、休日や夜間でも納付できます。

■MMK設置店でも納付できます！

山梨県内では、イオン、ウエルシア、オギノ、ツルハドラッグ、ドラッグセイムス、NewDays等のうち、MMKを設置している店舗で納付できます。※店舗の一覧は、株式会社しんきん情報サービスのホームページをご覧ください。

自動車税（種別割）のグリーン化特例について

令和6年度に新車新規登録（初度登録）した排出ガスの環境負荷が小さいなど環境性能に優れた自動車は、今年度1年間に限り自動車税（種別割）が軽減されます。また、新車新規登録から一定年数を経過した自動車（電気自動車等一部の自動車を除く。）は、自動車税（種別割）を上乗せする特例措置が行われています。



環境性能の優れた自動車

環境性能に優れた自動車は、自動車税（種別割）を軽減しています。令和7年度に対象となる自動車は次のとおりです。

軽減の要件			軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）			おおむね 75%軽減
営業用の乗用車 （ガソリン車・LPG車）	平成17年排出ガス基準75%低減 又は 平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準90%達成	
		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準70%達成	おおむね 50%軽減
営業用の乗用車 （クリーンディーゼル車）	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準90%達成	おおむね 75%軽減
		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準70%達成	おおむね 50%軽減

※燃費基準については、車検証の備考欄に記載があります。

新車新規登録から一定年数を経過した自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した自動車については、通常の税率よりもおおむね15%上乗せとなります。令和7年度に対象となる自動車は次のとおりです。

ガソリン車・LPG車	平成24年3月31日以前に新車新規登録した自動車 （新車新規登録から13年経過した自動車）
ディーゼル車	平成26年3月31日以前に新車新規登録した自動車 （新車新規登録から11年経過した自動車）



※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は対象外です。また、バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引自動車を除く。）については、おおむね10%上乗せとなります。

- ・自動車の使用を止めたときや、所有者の住所・氏名が変わったときは、自動車の登録手続きが必要です。
- ・登録手続きをしない場合、下取りに出した自動車や廃車した自動車の納税通知書が届いたり、変更後の住所に納税通知書が届かなかったりするなどのトラブルの原因になります。

※登録手続きは、自動車を購入した販売店などにご相談ください。

自動車税（種別割）に関するお問い合わせ先

山梨県自動車税センター

（山梨県総合県税事務所自動車税部）

電話 055-262-4662
〒406-8558
笛吹市石和町唐柏1000-4